

船橋市公衆浴場経営基盤安定化補助金交付要綱実施要領

第1 趣旨

この要領は、公衆浴場経営基盤安定化補助金の交付に関して、船橋市補助金等交付規則及び船橋市公衆浴場経営基盤安定化補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 経営収支実績の算定

- 1 要綱補則3（6）に規定する経費は、次のものとする。
 - （1）税務に係る申告書において、計上されている売上原価、経費及び人件費（専従者給与含む）。
ただし、要綱補則3（1）～（5）に規定する経費を除くものとする。
 - （2）個人事業にあつては、市が別に定める個人事業主の人件費。
ただし、県が別に定める個人事業主の人件費に代えることができる。
 - （3）直近の課税期間における借入金返済額。ただし、融資資金の用途が公衆浴場の運転資金又は設備資金であるものに限る。
- 2 次の経費については、経営環境の変動による影響を勘案し、直近の課税期間5期間分の平均により算出した額に換えることができる。
 - （1）燃料費、光熱費及び用水費
 - （2）人件費

第3 交付申請に係る添付書類

- 1 公衆浴場経営基盤安定化補助金交付申請書（第1号様式）の添付書類「直近の税務に係る申告書等の写し」とは、次のものとする。
 - （1）個人事業主にあつては、税務書受付印のある「青色申告決算書」又は「収支内訳書（白色申告）」の写し。
 - （2）法人にあつては、税務書受付印のある「確定申告書」の写し（明細書を除く）及び財務諸表の写し。
 - （3）確定申告を必要としない者にあつては、市町村の受付印のある「市民税・県民税申告書」の写し等、収支の確認ができる書類。
 - （4）直近の課税期間における借入金返済額を確認できる書類
 - ア 株式会社日本政策金融公庫の国民生活事業に係る支払済額明細書の写し
 - イ 株式会社日本政策金融公庫以外の銀行等の借入金返済額を確認できる書類の写しで、融資資金の用途が公衆浴場の運転資金又は設備資金であることが確認できるもの。

- 2 本要領第2第2項に基づく算定を用いる場合には、添付書類として、前項（1）又は（2）について直近の課税期間5期間分を提出するものとする。

附則

この要領は、平成23年1月1日から施行し、平成22年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要領は、令和4年3月4日から施行し、令和3年度以後の年度分の補助金について適用する。

市が別に定める個人事業主の人件費の算出方法

船橋市公衆浴場経営基盤安定化補助金交付要綱実施要領第 2-1 (2) において規定する「市が別に定める個人事業主の人件費」は、以下の算出方法によるものとする。

なお、人件費は経済情勢により変化することから、毎年度見直しを行うものとする。

(算出方法)

$$A = 365 \text{ 日} \div 7 \text{ 日} \times a \times b \times c$$

$$B = A \div 12 \text{ 月} \times d$$

$$C = A + B$$

A：個人事業主の年間労働賃金額（万円）千円以下切り上げ

B：個人事業主の賞与（万円）千円以下切り上げ

C：個人事業主の人件費（万円）

a：1日当たりの平均的労働時間数 10時間（定数）

b：1週間当たりの平均的労働日数 6日（定数）

c：千葉県の最低賃金時間額（円）

d：人事院勧告に準ずる夏、冬の賞与月数

c及びdについては、前年度の1月1日現在の数値